

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金  
登録中古販売事業者の選定について  
公募要領

軽減税率対策補助金事務局

平成 29 年 9 月 15 日

## 1. 事業目的・概要

「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業」（以下「本事業」という。）は、消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、「消費税軽減税率対策費補助金交付規程」に基づき、複数税率対応レジの導入や改修、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

### (1) 申請者（中小企業・小規模事業者等）

本事業の申請者（中小企業・小規模事業者等）は、以下の要件を満たす中小企業支援法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他中小企業庁長官が認める者です。

- ① 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率<sup>\*1</sup>対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であること。
- ② 財産処分制限期間<sup>\*2</sup>の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること。
- ③ 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について軽減税率対策補助金事務局（以下「事務局」という。）が行う調査に協力できること。
- ④ 日本国内で事業を行う個人又は法人であること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者でないこと。
- ⑥ 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。
- ⑦ 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。

#### \*1 対象品目

- ① 飲食料品（お酒や外食サービスは除く）
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

#### \*2 (A-1 レジ・導入型)

財産処分制限期間とは、取得財産の単価が50万円以上の場合、取得から法定耐用年数の間、廃棄、目的外の使用、他者へ譲渡・貸付、交換、債務の担保とすることができない期間のことです。（レジの法定耐用年数は5年。中古品は、中古資産の耐用年数とします。）

#### (A-4 POSレジシステム)

財産処分制限期間とは、取得財産の単価が50万円以上の場合、または、効用の増加価格（改修等で機器に付加された価値）の単価が50万円以上の場合、取得または改修から法定耐用年数の間、廃棄、目的外の使用、他者へ譲渡・貸付、交換、債務の担保とすることができない期間のことです。

（パーソナルコンピュータの法定耐用年数は4年、その他の電子計算機の法定耐用年数5年、ソフトウェアの法定耐用年数は5年。中古品は、中古資産の耐用年数とします。）ただし、取得財産の単価が50万円未満であっても、汎用

端末(補助率1/2のもの)については、財産処分制限期間が2年となります。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業者(「みなし大企業」という。)は補助対象外となります。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業(\*1)が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業(\*1)が所有している中小企業者
- ・大企業(\*1)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

(\*1) 次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ① 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

#### A型：複数税率対応レジの導入等支援

- i) 消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要な事業者
- ii) 複数税率対応レジ及びシステム\*2を保有していない事業者

#### B型：受発注システムの改修等支援

- i) 消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要な事業者
- ii) EDI/EOS等の電子的な受発注システム等を介して取引を行っている事業者

\*2「複数税率対応レジ及びシステム」とは以下の機能を有する機器のこと  
イ. 売上げの区分経理に資する機能  
ロ. 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能

## (2) 補助率

#### A型：複数税率対応レジの導入等支援

原則 2/3

- i) レジ1台のみと付属機器の合計が3万円未満の場合 3/4
- ii) タブレット、PC、スマートフォンの汎用端末は1/2(レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせ、複数税率対応のレジとして導入した際に補助対象)

#### B型：受発注システムの改修等支援

原則 2/3

(3) 補助額上限

A型：複数税率対応レジの導入等支援

- i) 1台あたり20万円
  - ii) 商品マスタの設定及び機器設置に要する経費（運搬費等）  
1台あたり20万円を上限に加算
- ※ 1事業者あたりの補助金の上限額200万円

B型：受発注システムの改修等支援

- i) 小売事業者等の発注システムの場合1,000万円
  - ii) 卸売事業者等の受注システムの場合150万円
- ※ 発注・受注システムの両方を改修した場合1,000万円

(4) 補助対象となるレジ及びシステムの導入・改修

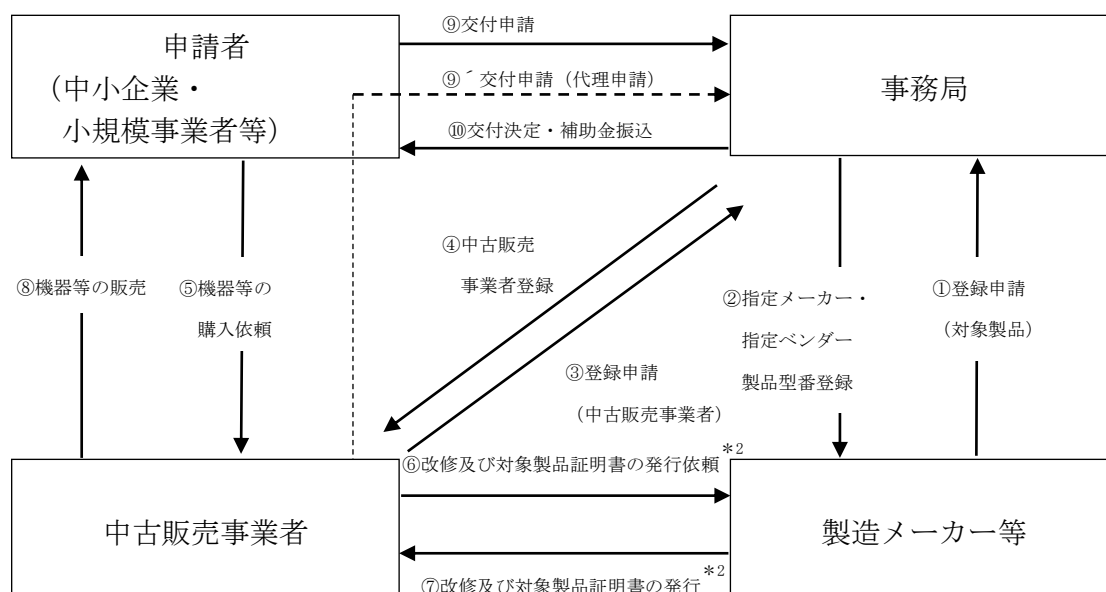
申請タイプ	補助対象の概要
<b>A型 複数税率対応レジの導入等支援</b>	
A-1 レジ・導入型	複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします
A-2 レジ・改修型	複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします
A-3 モバイルPOSレジシステム	複数税率対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして新たに導入するものを補助対象とします
A-4 POSレジシステム	POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします
<b>B型 受発注システムの改修等支援</b>	
B-1 受発注システム・指定事業者改修型	電子的な受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします ※改修・入替をシステムベンダー等に発注・実施する場合請け負う指定事業者による代理申請（リース利用する場合は指定リース事業者を含む3者で申請）
B-2 受発注システム・自己導入型	電子的な受発注システムを導入する場合の費用を補助対象とします ※中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入する場合（リース利用する場合は指定リース事業者との共同申請）

(5) 補助金の対象となる複数税率に対応した中古機器の範囲

改修を行うことにより複数税率対応になる機器として事務局に登録されている製品で、未だ改修が行われていない製品に対して、登録中古販売事業者からの改修依頼に基づき製造メーカー等が改修を終えた後に、対象製品証明書が発行されたものに限りです。

なお、中古<sup>\*1</sup>の機器については、「A-1 レジ・導入型」又は「A-4 POS レジシステム(導入)」のいずれかで補助金申請することになります。

(6) 登録から補助金交付までの流れ



\*1 一度使用された物品、若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

\*2 改修を行うことにより複数税率対応になる機器として事務局に登録されている製品で、未だ改修が行われていない製品に対して、登録中古販売事業者からの改修依頼に基づき製造メーカー等が改修を終えた後に、対象製品証明書が発行されます。

## 2. 登録中古販売事業者の要件

### (1) 位置付け

古物商の許可を有する事業者が、中小企業・小規模事業者等に対して一定の条件を満たす複数税率に対応した中古の機器等を販売する場合、予め事務局に登録申請を行い、審査を経て、「登録中古販売事業者」として登録されることが必要です。

なお、登録中古販売事業者は、製造メーカー等への改修依頼及び改修完了後に対象製品証明書の発行依頼を行うことにより、当該製造メーカー等から対象製品証明書の交付を受けることができます。

### (2) 登録中古販売事業者の要件

- ① 古物商の許可を有する事業者であること。
- ② 日本国において事業を行う個人又は法人であること。
- ③ 経済産業省又は中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約すること。
- ⑤ 中小企業者の補助金申請に係る事務負担軽減（代理申請）に努めること。
- ⑥ 販売する物件の売主に対し、その物件が正常に稼動することなど必要な対応を行い、販売後のトラブル対応等に責任を持って対応すること。
- ⑦ 事務局による電話での問い合わせや追加書類の提出、調査員の立ち入りを含めた現地調査に協力すること。

## 3. 登録中古販売事業者の資格取り消し

事務局は、登録中古販売事業者が以下の事項に該当すると判断した場合、登録中古販売事業者としての資格を取り消し併せて社名の公表をすることができます。

- (1) 本公募要領で規定する登録中古販売事業者の要件を欠く、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な行為があると認められる場合

### (事業の遂行に不適当な行為の例)

軽減税率対象商品を販売していない中小企業者に対し、補助金の対象製品（レジ・POS等）を購入させる目的で軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけ、補助金の対象製品を販売すること。

#### 4. 提出書類・期間等

##### (1) 提出書類（各1部）

- ① 「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」  
登録中古販売事業者申請書（様式1）
- ② 「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」  
登録中古販売事業者申請書＜別紙＞（様式2）  
※本社の所在地以外の都道府県で古物商許可を有する場合のみ
- ③ 古物商許可証の写し  
※複数の都道府県において古物商許可を有している場合は全て提出して下さい。  
※異動事項に記載がある場合、異動事項記載ページも併せて提出して下さい。
- ④ 会社概要（会社案内パンフレット、社内組織図など）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）
- ⑥ 開業届けの写し（個人事業主の場合のみ）

##### (2) 提出期間等

- ① 提出期間 平成29年2月1日（水）～ 随時受付
- ② 提出方法 郵送  
書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。

＜提出先＞

〒104-8689 晴海郵便局京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局 登録中古販売事業者窓口 宛

ただし、様式1～2（4. (1)の①～②）については、電子メール（送り先：r-regi@kzt-hojo.jp）での送信も併せて行い、送付の際のメールの件名は「軽減税率対策補助金登録中古販売事業者申請／申請事業者名」としてください。

##### (3) 提出に当たっての注意事項

- ① 提出に際しては、本公募要領に様式を定めているものは必ずその様式を使用すること。提出書類の用紙の大きさはA4版とすること。
- ② 提出書類の中央下に通しページを必ず付け、クリアファイルやクリップでまとめること。提出に際し、申請書類は折り曲げないこと。
- ③ 申請に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を依頼することがある。
- ④ 郵送する際は、封書の表に「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金 登録中古販売事業者公募関係書類在中」と明記すること。
- ⑤ 提出された申請書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ⑥ 応募資格を満たさない者が提出した申請書類等は、無効とする。
- ⑦ 虚偽の記載をした申請書類等は、無効とする。

- ⑧ 申請書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑨ 事務局が申請書類等を受取る前に発生した書類の紛失や郵送の遅延等の事故及びその事故に起因して生じる損害等に対して、事務局はその一切の責任を負わない。
- ⑩ 提出された申請書類等は、中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業の登録中古販売事業者の選定の審査のために利用し、事務局において厳重に管理するとともに、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合その他特別の理由がある場合を除き、第三者に提供いたしません。

## 5. 申請書類提出後のスケジュールについて

### (1) 審査の実施

登録申請のあった事業者について、事務局にて、申請書類等の審査を実施します。  
なお、審査の期間は、不備等がない場合で、申請から2週間程度要します。

### (2) 採否の通知等

上記審査を経て、登録中古販売事業者を決定します。選定結果(採択又は不採択)については、申請者に対し、電子メールにて申請書に記載されたメールアドレス宛に通知します。

なお、登録完了後、事務局ホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) に登録中古販売事業者として公表します。

## 6. 問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局コールセンター (受付時間：平日 9 時～17 時／通話料有料) 電話：0570 (053) 555 (IP 電話等からの番号 03 (6627) 1316)
--